

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律  
についての Q&A

【第 4 条関係】

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和 3 年法律第 32 号。以下「法」という。）第 4 条は、取引デジタルプラットフォームにより提供される場において、安全性の判断に資する事項等の重要事項についての表示に著しい虚偽・誤認表示がある商品等が出品され、かつ、販売業者等が特定不能であるなどにより当該表示の是正が期待できない場合、当該取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣が、当該取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該商品の出品削除等を要請することができるとしています。

Q1 法第 4 条第 1 項第 1 号の「表示」に関して、例えば、商品の安全性の判断に資する事項等を表示しないような、いわゆる非表示によって消費者が誤認するような場合も「表示」に含まれるのですか。

個別具体的な事情に基づいて判断されることとなりますが、例えば、明示的に表示された事項の内容がそれだけを見れば真実であるとしても、販売業者等が安全性の判断に資する事項を適切に表示しないことにより消費者を誤認させるものと認められるといった場合には含まれ得ることとなります。

Q2 法第 4 条第 1 項第 2 号の「その他の事由」には、販売業者等の所在地が海外とされているような場合も含まれるのですか。

例えば、販売業者等の所在地が表示されているが、その所在地が海外であり、かつ、連絡が取れないといった場合には「その他の事由」に含まれ得ることとなります。

Q3 法第 4 条第 1 項の要請においては、どのような内容が示されますか。

個別具体的な事案の事情に基づいて要請を行うこととなりますが、基本的には、要請の対象となる販売業者等及び商品等、利用の停止その他の必要な措置の内容、販売業者等が特定できないと考えられる理由、販売条件等が虚偽表示等であると認められる理由等をお示しすることを想定しております。

## 【第5条関係】

### 第1 はじめに

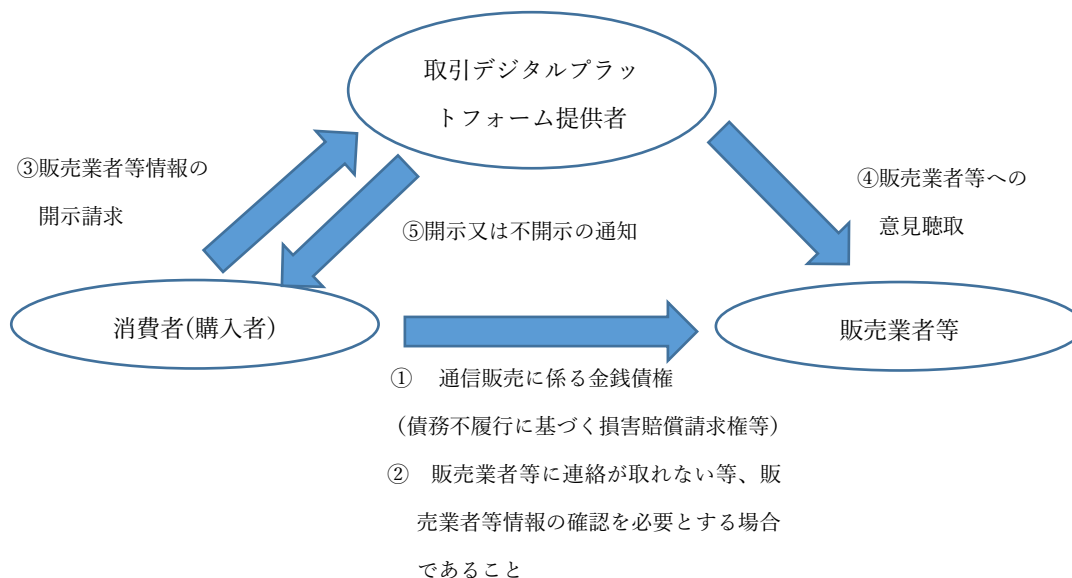
- 1 法第5条は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者が取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、一定の要件の下で、販売業者等に関する情報の開示を請求することができる制度です。
- 2 本 Q&A は、法第5条に販売業者等情報の開示請求権が規定された趣旨を踏まえて、取引デジタルプラットフォーム提供者、消費者、販売業者等のそれぞれが置かれた立場等を考慮しつつ、販売業者等情報の開示請求の手続を可能な範囲で明確化するものです。
- 3 本 Q&A は、法第5条に基づく販売業者等情報の開示請求手続における開示・一部不開示・不開示の判断が迅速かつ円滑に行われることを目的としますが、当該目的は本 Q&A のみによって達成されるものではなく、個別の事案において、取引デジタルプラットフォーム提供者及び消費者が十分な意思疎通を行い、適切な協働関係を構築することが重要であり、開示請求の手続においては、取引デジタルプラットフォーム提供者及び消費者の双方においてかかる点を十分認識しながら適切な対応がなされることが期待されております。
- 4 本 Q&A は、法の施行状況及び取引デジタルプラットフォームを取り巻く環境の変化等を勘案し、機動的かつ柔軟に見直していくものとします。

## 第2 請求の手順等

### 1 概要

Q1 開示請求の手続の流れを教えてください。

開示請求の手続の概要図は、下記の通りです。



### 2 請求者

Q2 どのような者が開示請求を行えるのですか。

取引デジタルプラットフォームにより提供される場において販売業者等と売買契約等を行った消費者及び当該消費者の代理人（法定代理人及び弁護士）となります。

### 3 請求の手順

Q3 開示請求を行う場合、どのような方法で請求すればいいのですか。また、その際の留意点がありますか。

販売業者等情報の開示請求は、法第5条により、必要事項を記載した書面の提出（郵便又は信書便）、電磁的記録の提供（電子メール又は取引デジタルプラットフォーム提供者のホームページやアプリ等における受付フォーム等）による方法が考えられます。

請求の際には、①法第5条第2項各号の事項を含む必要事項を記載又は記録した開示請求書（参考として書式①参照）、②法第5条第1項の要件を充足することを証する資料、③その他必要な資料又は情報が必要となります。

また、開示請求の際の留意点として、請求者は、販売業者等との間でなされた取引内容を可能な限り具体的に特定することが求められます。

Q4 どのような場合に開示請求を行えますか。

法第5条第1項及び同条第2項より、

- ①取引デジタルプラットフォームにより提供される場において販売業者等と売買契約等を行った者が「消費者」（法第2条第3項）であること
- ②消費者の取引の相手方が「販売業者等」（法第2条第4項）であること
- ③販売業者等との契約に係る1万円を超える債権を行使するためであること
- ④販売業者等情報の確認を必要とすること
- ⑤販売業者等情報を用いて当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的によるものでないこと

という要件を満たす場合に、販売業者等情報の確認を必要とする理由、開示請求の対象となる販売業者等情報の項目及び開示を受けた販売業者等情報を法第5条第1項ただし書に規定する不正の目的のために利用しないことを誓約する旨を記載した書面等を取引デジタルプラットフォーム提供者に提出等することにより開示請求を行うことができます。

Q5 上記 Q4 回答の「販売業者等情報の確認を必要とする理由」とは具体的に何を記載すればよいのですか。

- ・消費者が販売業者等に対して債権を有する事実関係
- ・上記債権を行使するために本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする事情の2点について具体的に記載することとなります。

なお、2点目の「確認を必要とする」とは、請求者が販売業者等情報を入手することの合理的な必要性が認められることを意味します<sup>1</sup>。その際、消費者が販売業者等と連絡を取ろうと試みた場合には、可能な限りで「いつ」「誰に」「どのような方法で」連絡を取ろうと試みたという事実まで記載することが望ましいと考えられます。

Q6 消費者が販売業者等に対して有する「債権」とは、具体的にどのようなものであれば要件を満たしますか。

- ・この場合の「債権」は、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権が考えられ、「損害」には、取引額に加えて拡大損害や慰謝料等も含まれることとなります。
- ・請求者において拡大損害<sup>2</sup>や慰謝料を主張する場合には、その主張が合理的であることを裏付ける事実関係と共に、資料等も添付した上で、詳細かつ具体的な主張を行うことが必要

<sup>1</sup> 一方で、消費者が販売業者等の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に基づく表記によって当該販売業者等と連絡することが可能であるなど、既に明らかになっている販売業者等情報が真正である場合には、当該販売業者等情報については、基本的には「確認を必要とする」との要件を満たさないと考えられる。

<sup>2</sup> 例えば、取引デジタルプラットフォームで購入した商品が発火したことにより、消費者の家具にも延焼し破損したことに伴い生じる損害などが考えられる。

となります。

例えば、請求者が慰謝料を主張する際には、取引デジタルプラットフォーム提供者において当該金額の慰謝料が「存在する外観」が認められるのか判断できるように、当該金額の根拠とした資料<sup>3</sup>も添付する必要があると考えられます<sup>4</sup>。

・法第5条第1項、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行規則（令和4年内閣府令第9号。以下「施行規則」という。）第4条により、上記の考え方に基づく「債権」額が1万円を超える必要があり、請求者は自己の債権額が1万円を超える具体的な根拠、計算式等を開示請求書に記載又は記録し、当該主張を裏付ける資料等を添付することが必要となります。

・上記「債権」の存在については、当該債権の存在が裁判等で認められていることまでは要しませんが、当該債権が存在する外観が認められることは必要と考えられます<sup>5</sup>。

Q7 上記 Q4 回答の「開示請求の対象となる販売業者等情報の項目」とはどのようなものを意味していますか。

施行規則第5条各号に規定されている開示請求の対象となる販売業者等情報の具体的な分類（種類）のことを意味しています。

Q8 上記 Q4 回答の「開示を受けた販売業者等情報を法第5条第1項ただし書に規定する不正の目的のために利用しないことを誓約する旨」について、どのように誓約すればよいですか。

当該要件は取引デジタルプラットフォーム提供者が立証すべきものとして法第5条第1項ただし書に規定しつつ、消費者に不正の目的のために利用しないことの誓約を求めるものです。

その方法としては、例えば、書式①に記載されているような「開示を受けた販売業者等情報を当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的のために利用しないことを誓約する」にチェックして回答することにより誓約する方法が考えられます。

誓約を受けた取引デジタルプラットフォーム提供者としては、意見聴取手続において販

<sup>3</sup> 例えば、公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準』の該当部分を添付すること等が考えられる。

<sup>4</sup> 一方で、請求者が訴訟において慰謝料を主張する際には、裁判所は諸般の事情を斟酌して裁量によって慰謝料の額を算定することができるため、必ずしも当該金額の根拠とした資料の添付が必要になるわけではないと考えられる。

<sup>5</sup> 例えば、消費者が商品の届かないことを理由として販売業者等に対して損害賠償を請求するために開示請求をする場合にあっては、取引デジタルプラットフォーム提供者は、販売業者等から商品を購入したものの商品が届いていないという消費者の申出内容や自らの取引デジタルプラットフォームにおける取引記録等を確認した上で、当該消費者の手元に現に商品が届いていることが明らかであるなどの特段の事情が存在する場合でなければ、消費者の債権が存在するという外観が認められると判断し得るものと考えられる。

売業者等から申告のあった内容等を確認し、特に消費者の不正の目的を推認させる事情等がなければ、当該誓約を信頼すれば足りることになります。

#### 4 開示請求を受けた取引デジタルプラットフォーム提供者の対応

##### (1) 記載又は記録漏れ等の確認

Q9 開示請求を受けたところ不明点や形式的な不備等があった場合には、開示請求を受けた取引デジタルプラットフォーム提供者としてはどのような対応を取れば良いですか。

取引デジタルプラットフォーム提供者は、請求者から開示請求を受けた場合に、記載又は記録漏れや明らかに不明な点があるときには、必要に応じて、できる限り請求者に対し当該漏れや不明な点を指摘し、補正を促すことが望ましいと考えられます。

##### (2) 請求者の確認

Q10 取引デジタルプラットフォーム提供者としては、請求者の確認を行う必要があるのでしょうか。確認を行う必要がある場合には、どのように行う必要がありますか。

・消費者の開示請求において具体的な取引内容が示されている場合（例えば、消費者の名前又は名称及び ID 番号、取引相手の名前又は名称、取引日時、取引内容、当該取引に紐付けられた注文番号等）や当該取引を行ったアカウントで登録されているメールアドレスや当該アカウントでログインしたアプリ等を通じて開示請求が行われている場合は、一般的には取引デジタルプラットフォーム提供者において開示請求を行った者が当該取引の消費者であると確認できる場合が多いと考えられます。

なお、上記のように開示請求書において示された取引内容だけでは請求者が当該取引の消費者であるとの確認が行えないなどの場合には、必要に応じて請求者に当該取引の消費者であると確認できる書類（例えば住所が記載されている身分証明書の写し）の提出を求めるとも考えられますが、請求者に過度な負担を課さないように留意する必要があります。

・代理人が開示請求する場合（代理人名で開示請求をする場合）には、代理権を証する書面を提出又は提供させることによって、代理権を確認することとなります。

##### (3) 意見聴取前の要件該当性の判断

Q11 開示請求がなされた場合、販売業者等への意見聴取前に取引デジタルプラットフォーム提供者としては何を行えば良いですか。

取引デジタルプラットフォーム提供者は、Q4 記載の①～⑤の要件を確認することとなります。

##### (4) 販売業者等への意見聴取（法第5条第3項）

Q12 販売業者等への意見聴取はどのように行えばよいですか。

参考として書式②を御参照ください。

Q13 法第5条第3項の「当該請求に係る販売業者等と連絡することができない場合」とはどのような場合ですか。

「当該請求に係る販売業者等と連絡することができない場合」とは、取引デジタルプラットフォーム提供者が、意見を求める照会の連絡を販売業者等の支配圏内に到達させることが客観的に不可能な場合を意味し、合理的に期待される手段を尽くせば連絡をすることが可能であったような場合には、「販売業者等と連絡することができない場合」には該当しないと考えられます。

Q14 取引デジタルプラットフォーム提供者が販売業者等に対して意見聴取を行う場合、開示請求を行ってきた消費者に関する情報及び資料等をどこまで販売業者等に開示して良いのですか。

販売業者等が消費者の開示請求に対する意見を的確に述べられるようにするために、原則として販売業者等に対して消費者に関する情報等を開示することとなります。

書式①及び②も御参照ください。

##### 5 意見聴取後の要件該当性の判断及び開示・不開示の手続

Q15 取引デジタルプラットフォーム提供者が販売業者等に対して意見聴取を行った後、消費者及び販売業者等に対してどのような対応を取れば良いですか。

・参考として書式③を御参照ください。

・販売業者等からの意見<sup>6</sup>等を踏まえて開示のための要件を満たすと判断された場合

速やかに販売業者等情報を開示することとなります。その際は、販売業者等に対しても、その旨を通知することが望ましいと考えられます。

・販売業者等からの意見等を踏まえて開示のための要件を満たさないと判断された場合（一部不開示の場合も含む。）

請求者に対し、要件を満たさないと判断した理由と共に、販売業者等情報を開示しない旨を通知することとなります。その際は、販売業者等に対しても、その旨を通知することが望ましいと考えられます。

なお、開示請求を取引デジタルプラットフォーム提供者に拒否された請求者は、裁判所に訴えを提起することにより、取引デジタルプラットフォーム提供者に対して開示を求めることが可能となります。

Q16 取引デジタルプラットフォーム提供者が保有していない販売業者等情報の開示請求

<sup>6</sup> 販売業者等が意見聴取に対して回答しない場合及び開示に同意しない場合を含む。

が消費者からされた場合、どのように対応すれば良いですか。

保有していない販売業者等情報の開示まで課すものではありません。ただし、法第3条第3項の指針（案）第2の3（1）に記載のとおり、取引デジタルプラットフォーム提供者は、開示請求への対応において、販売業者等の表示について問題のおそれのある事例に接した場合には、販売業者等に対し、販売業者等の特定に資する情報の提供を求めることが求められます。

Q17 開示請求を受けた時点において、販売業者等側の事情（取引デジタルプラットフォーム提供者への連絡がない住所の移転など）により取引デジタルプラットフォーム提供者が保有する情報が事実と異なることが判明している場合には、当該保有する誤った情報については開示の必要はないと考えて良いですか。

上記の場合は、法第3条第1項第3号で「必要に応じて、その所在に関する情報その他の販売業者等の特定に資する情報の提供を求めること」の「必要」がある場合に該当すると考えられ、販売業者等に対して最新の情報の提供を求めた上で、開示請求に御対応いただくこととなります。

Q18 例えば、特定商取引法第11条の表示義務への対応として、取引デジタルプラットフォーム提供者又はバーチャルオフィス等の「電話番号」や「住所」が表示されている場合に、消費者から開示請求がなされたときは、一般的にはどのような対応となるのでしょうか。

法第5条の開示請求制度の下では、「電話番号」については、取引デジタルプラットフォーム提供者又はバーチャルオフィス企業の電話番号が表示されており、取引デジタルプラットフォーム提供者又はバーチャルオフィス企業を通じて消費者が販売業者等と連絡が取れている限りにおいては、法第5条第1項の「確認を必要とする」に該当せず、販売業者等の「電話番号」は開示されないと考えられます。一方で、取引デジタルプラットフォーム提供者又はバーチャルオフィス企業を通じて消費者が販売業者等と連絡が取れない場合においては、法第5条第1項の「確認を必要とする」に該当し、さらに法第5条の開示請求を行うに当たって必要な他の要件も満たしている場合には当該販売業者等の「電話番号」が開示されることになると考えられます。

また、「住所」については、例えば民事訴訟の提起のために販売業者等の「住所」を把握する必要がある場合は、一般的には「住所」の「確認を必要とする」との要件を満たし、さらに法第5条の開示請求を行うに当たって必要な他の要件も満たしている場合には当該販売業者等の「住所」が開示されることになると考えられます。

### 第3 その他

Q19 消費者から開示請求を受けた取引デジタルプラットフォーム提供者が、販売業者等情



報を消費者に開示した後で、開示を受けた消費者と販売業者等との裁判において消費者の債権の存在が否定された場合、法第5条第1項の要件を欠いていたと判断されることになるのですか。

開示請求に続く消費者と販売業者等との間の訴訟等において債権の存在が裁判所によって否定されたとしても、そのこと自体をもって取引デジタルプラットフォーム提供者による開示が事後的に違法とされることはないと考えられます。

Q20 仮に取引デジタルプラットフォーム提供者が、消費者からの開示請求を受けて販売業者等情報の開示・不開示の判断を行った後に、当該判断が誤りであった旨の司法判断が下された場合、取引デジタルプラットフォーム提供者の責任はどのようなのですか。

一般的には、法第5条の各要件を満たす開示請求が行われた場合には、取引デジタルプラットフォーム提供者には販売業者等情報の開示を行う法的義務が発生し、これに応じた取引デジタルプラットフォーム提供者が、消費者の請求に係る要件の確認、販売業者等に対する意見聴取等の手続を経ている場合には、当該情報の主体である販売業者等との関係で法的責任を負うことはないのではないかと考えられますが、個別具体的な事案の民事上の責任の有無等については最終的には司法の場において判断がなされることとなります。

Q21 取引デジタルプラットフォーム提供者が、消費者に対して販売業者等情報を開示する場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）との関係はどのようなのでしょうか。

取引デジタルプラットフォーム提供者が、消費者から法第5条の要件を満たす開示請求を受けた場合において、当該消費者に対し、施行規則第5条に規定されている販売業者等情報を開示することは、「法令に基づく場合」（個人情報保護法第18条第3項第1号、同法第27条第1項第1号）に該当するものと考えられます。他方、消費者の開示請求が法第5条の要件を満たしていない場合には、当該消費者に対して販売業者等情報を開示することは、個人情報保護法に抵触し得るものと考えられます。

以上

書式① 販売業者等情報開示請求標準書式

年 月 日

至 [取引デジタルプラットフォーム提供者の名称] 御中

[開示請求を行う者]

住所

ふりがな  
氏名

連絡先

(電話番号)

(メールアドレス)

### 販売業者等情報開示請求書

[貴社・貴殿] が提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われた販売業者等との間の[売買・役務提供]契約に係る自己の債権を行使するために、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（以下「法」といいます。）第5条第1項に基づき、[貴社・貴殿] が保有する、下記記載の販売業者等情報を開示くださるよう、請求します（以下「本請求」といいます。）。

なお、万一、本請求書の記載事項（添付・追加資料を含みます。）に虚偽の事実が含まれており、その結果 [貴社・貴殿] が販売業者等情報を開示された販売業者等から苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。また、開示された販売業者等情報を下記の「上記債権を行使するために本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする事情」欄記載以外の用途では使用いたしません。

### 記

取引デジタルプラットフォーム提供者の名称	
取引の際に用いていた消費者の名称又は名称（存在すれば自己のID番号等）	・ 名前又は名称 ・ （存在すれば） 自己のID番号等
下記販売業者等と取引を行った者は消費者（注1）である	1. はい 2. いいえ

取引を行った販売業者等の名前・名称		
販売業者等との取引日時		
販売業者等との取引内容 (存在すれば当該取引固有の番号等も)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (存在すれば取引番号や取引した商品等が掲載されているサイトのURLなど)</li> <li>・ 取引内容 (購入した商品又は提供を受けた役務など)</li> </ul>	
本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする理由	消費者が販売業者等に対して債権を有する事実関係	<p>1. 金額 (※債権額の合計が1万円を超えない場合、本請求は認められません (法施行規則第4条)。)</p> <p style="text-align: center;">円</p> <p>2. 上記金額の根拠 (取引内容に関する債務不履行の事情など債権が発生していると考えている根拠、計算式等を具体的にご記入ください。)</p>
	上記債権を行使するために本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする事情	(下記記載例のように、①これまでの販売業者等とのやり取り及び交渉の経緯、②①を踏まえて販売業者等に対して行おうとしていることなどを、時系列順に具体的にご記入ください。)

		<p>記載例：</p> <p>①「上記記載の取引で購入した商品の持ち手部分が壊れていたため、○（販売業者等）と（取引デジタルプラットフォーム）のメッセージ機能を用いて返金をお願いしていたが連絡が返ってこなかった。×年×月×日には、○に対して、（取引デジタルプラットフォーム）に記載されていた〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇（電話番号）に架電してみたもののつながることはなかった。そこで、○に対して、訴訟外での交渉を行うべく、下記のとおり○の電話番号の確認を必要としている。」</p> <p>②「上記記載の取引で購入した商品の持ち手部分が壊れていたため、○（販売業者等）と（取引デジタルプラットフォーム）のメッセージ機能を用いて返金をお願いしていたが連絡が返ってこなかった。また、（取引デジタルプラットフォーム）にも○の住所が表示されていなかった。そこで、○に対して、購入代金の返還を求めべく裁判を起こしたいと考えており、下記のとおり○の住所の確認を必要としている。」</p>
<p>本請求の対象となる販売業者等情報（複数選択可）</p>		<p><input type="checkbox"/> 販売業者等の氏名及び名称（販売業者等が法人その他の団体の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を含む。）</p> <p><input type="checkbox"/> 販売業者等の住所</p> <p><input type="checkbox"/> 販売業者等の電話番号</p> <p><input type="checkbox"/> 販売業者等のファクシミリ番号</p> <p><input type="checkbox"/> 販売業者等の電子メールアドレス</p> <p><input type="checkbox"/> 販売業者等が法人その他の団体にあつては、法人番号</p>
<p>法第5条の要件を充足することを証する証拠（注2）</p>		<p>添付資料参照</p>
<p>開示を受けた販売業者等情報を当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的のために利用しないことを誓約する（注3）</p>		<p><input type="checkbox"/></p>

その他参考事項	
---------	--

(注1) 「消費者」とは、事業を行わない個人（法第2条第3項）であり、法第5条の開示請求は、消費者又は当該消費者の代理人が行うことができるものです。

(注2) 法第5条の要件を充足することを証する証拠については、書面により提出する場合には、取引デジタルプラットフォーム提供者が使用するもの及び販売業者等への意見聴取用の2部を添付してください。

(注3) 法第5条第1項ただし書により、販売業者等情報を用いて当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的で本請求を行うことは認められません。なお、「その他の不正の目的」とは、例えば、開示を受けた販売業者等情報を用いて販売業者等の業務を妨害する目的（例えば、開示を受けた電話番号に何度も無言電話をする。）や、個人である販売業者等の販売業者等情報を用いて当該販売業者等の生命、身体等に危害を加える目的（例えば、開示を受けた販売業者等情報を用いてストーカー行為を行う。）等が含まれます。

以上

-----  
 [取引デジタルプラットフォーム提供者の使用欄]

開示請求受付日	販売業者等への 意見聴取日	販売業者等の意見	回答日
(日付)	(日付) 聴取できなかった場 合にはその理由	有 (日付) 無	開示 (日付) 一部開示 (日付) 不開示 (日付)

書式②－１ 販売業者等に対する意見照会書

年 月 日

至 [ 販売業者等 ] 御中

[取引デジタルプラットフォーム提供者]

住所

社名

氏名

連絡先

**販売業者等情報開示に係る意見照会書**

この度、次葉記載の者から、次葉記載の販売業者等情報の開示請求を受けました。つきましては、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（以下「法」といいます。）第5条第1項に基づき、[弊社・私]が開示に応じることについて、貴方のご意見を照会いたします。

ご意見がございましたら、本照会書受領日から二週間以内に、添付回答書（書式③－１）にてご回答いただきますよう、お願いいたします。二週間以内にご回答いただけない事情がございましたら、その理由を[弊社・私]までお知らせください。開示に同意されない場合には、その理由を、回答書に具体的にお書き添えください。ご回答いただけない場合又は開示に同意されない場合でも、同法の要件を満たしている場合には、[弊社・私]は、次葉記載の販売業者等情報を、次葉記載の者に開示することがございますので、その旨ご承知おきください。

なお、次葉記載の開示請求の対象となっている具体的な情報は以下のとおりです。

- 販売業者等の氏名及び名称（販売業者等が法人その他の団体の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名を含む） 記載例：甲野 太郎
- 販売業者等の住所 記載例：●●県●●市●●町●丁目●番●号
- 販売業者等の電話番号 記載例：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇
- 販売業者等のファクシミリ番号 記載例：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇
- 販売業者等の電子メールアドレス 記載例：xxxxxxxxxxxx@xxxxx.co.jp
- 販売業者等が法人その他の団体にあっては、法人番号 記載例：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

また、次葉記載の者に関する情報については、不適切な利用はしないようにしてください。

消費者の氏名又は名称		
取引デジタルプラットフォーム提供者の名称		
下記販売業者等と取引を行った者は消費者である		1. はい 2. いいえ
取引を行った販売業者等の名称		
販売業者等との取引日時		
販売業者等との取引内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・（存在すれば取引番号や取引した商品等が掲載されているサイトのURLなど）</li> <li>・取引内容（購入した商品又は提供を受けた役務など）</li> </ul>
本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする理由	消費者が販売業者等に対して債権を有する事実関係	1. 金額 円  2. 上記金額の根拠
	上記債権を行使するために本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする事情	（販売業者等とのやり取り、交渉の経緯、それらを踏まえて販売業者等に対して行おうとしていることなど）

<p>本請求の対象となる販売業者等情報</p>	<p><input type="checkbox"/> 販売業者等の氏名及び名称（販売業者等が法人その他の団体の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を含む。）</p> <p><input type="checkbox"/> 販売業者等の住所</p> <p><input type="checkbox"/> 販売業者等の電話番号</p> <p><input type="checkbox"/> 販売業者等のファクシミリ番号</p> <p><input type="checkbox"/> 販売業者等の電子メールアドレス</p> <p><input type="checkbox"/> 販売業者等が法人その他の団体にあつては、法人番号</p>
<p>法第5条の要件を充足することを証する証拠</p>	<p>添付資料参照</p>
<p>開示を受けた販売業者等情報を当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的のために利用しないことを誓約する</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>その他参考事項</p>	

以上



書式②-2 販売業者等からの回答書

年 月 日

至 [取引デジタルプラットフォーム提供者の名称] 御中

[販売業者等]

住所

氏名

連絡先

(電話番号)

(メールアドレス)

回 答 書

[貴社・貴方]より照会のあった私の販売業者等情報の取扱いについて、下記のとおり回答します。

記

[回答内容] (いずれかに○)

( ) 販売業者等情報開示に同意します。

[備考]

( ) 販売業者等情報開示に同意しません。

[理由] (注)

以上

(注)理由の内容が相手方に対して開示を拒否する理由となりますので、詳細に書いてください。証拠がある場合は、本回答書に添付してください。

書式③-1 販売業者等情報開示決定通知書

年 月 日

至 [ 開示請求者 ] 様

[取引デジタルプラットフォーム提供者の名称]

住所

氏名

連絡先

**通知書**

貴殿から下記情報に関し請求のありました、〔弊社・私〕が保有する販売業者等情報の開示について、添付別紙のとおり開示いたしますので、その旨ご通知申し上げます。なお、開示を受けるに当たっては、下記の注意事項をご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

**記**

[注意事項]

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律第5条第1項ただし書に記載されているように、当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的で当該販売業者等情報を用いることは認められません。

以上

書式③-2 販売業者等情報一部開示決定通知書

年 月 日

至 [ 開示請求者 ] 様

[取引デジタルプラットフォーム提供者の名称]

住所

氏名

連絡先

**通知書**

貴殿から下記情報に関し請求のありました、〔弊社・私〕が保有する販売業者等情報の開示について、添付別紙のとおりその一部を開示いたしますので、その旨ご通知申し上げます。一部の販売業者等情報を不開示とした理由については以下のとおりです。なお、開示を受けるに当たっては、下記の注意事項をご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

**記**

[注意事項]

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律第5条第1項ただし書に記載されているように、当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的で当該販売業者等情報を用いることは認められません。

[一部不開示の理由]

1. 貴殿より請求のあった販売業者等情報を保有していないため。  
(具体的理由：例「〇〇については元々保有していない」「保有していたものの保存期間を徒過した」等)
2. 貴殿より請求のあった販売業者等情報については、その確認を必要とするとは認められないため。  
(具体的理由)

3. 貴殿から頂いた販売業者等情報開示請求書には、以下のような形式的な不備があります。  
(不備内容)

4. その他（追加情報の要求等）

以上

書式③-3 販売業者等情報不開示決定通知書

年 月 日

至 [ 開示請求者 ] 様

[取引デジタルプラットフォーム提供者の名称]

住所

氏名

連絡先

**通知書**

貴殿から下記情報の販売業者等の開示について請求がありましたが、下記の理由で、開示に応じることは致しかねますので、その旨ご通知申し上げます。

**記**

[理由] (いずれかに○。場合によっては具体的理由の付記)

1. 貴殿が挙げられた取引が本取引デジタルプラットフォームを利用されたものではないため。
2. 貴殿が挙げられた取引の相手方が「販売業者等（営利の意思をもって反復継続して取引を行っている者）」の要件を満たさないと判断したため。
3. 貴殿が挙げられた自己の債権額が1万円を超えないと判断されるため。  
(具体的理由)
4. 貴殿より請求のあった販売業者等情報を保有していないため。  
(具体的理由:「〇〇については元々保有していない、保有していたものの保存期間を超過した等」)

5. 貴殿より請求のあった販売業者等情報については、その確認を必要とするとは認められないため。

(具体的理由)

6. 貴殿の挙げられた請求が販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的があると認められるため。

(具体的理由)

7. 貴殿から頂いた販売業者等情報開示請求書には、以下のような形式的な不備があります。

(不備内容)

8. その他 (追加情報の要求等)

以上